

支給決定通知書

令和 8 年 3 月 1 8 日

サンホワイト太陽炭株式会社 殿

奈良 労働局長



下記のとおり支給とすることに決定しましたので通知します。

記

助成金支給番号	0309-0000162-7
助成金名	人材確保等支援助成金
コース名	外国人労働者就労環境整備助成コース
申請年月日	令和 8 年 2 月 1 2 日
支給決定年月日	令和 8 年 3 月 1 2 日
事業所番号	2 9 0 1 - 1 0 6 0 8 6 - 5
対象事業主 / 対象事業所	サンホワイト太陽炭株式会社
支給決定金額	8 0 0 , 0 0 0 円 金額内訳備考欄
振込先金融機関口座	金融機関名 りそな銀行 大阪営業部 預貯金種別 普通 預貯金口座番号 600**** 口座名義 サンホワイト太陽炭株式会社
備考	
注意事項	1. 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合や支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合等は、支給した助成金の返還を求めます。 2. 支給した助成金について、事後的に調査を実施する場合があります。 3. 提出した関係書類の原本や写し等は、支給決定日の翌日から起算して5年間保存してください。 4. 支給した助成金は、政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項に定める寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものとして判断しています。 ※寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金の支給決定通知を受けた日から1年間、政治活動に関する寄附をすることができません。